

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第13号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年1月5日 07時55分ごろ	
発生場所	新潟県佐渡市水津漁港片野尾地区南東方沖 佐渡市所在の城ヶ鼻灯台から真方位047° 2,800m付近 (概位 北緯38° 02.3′ 東経138° 34.6′)	
事故等調査の経過	平成23年2月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第二宝積丸^{ほうせき}、7.3トン NG2-1987（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 久遠丸^{ひきと}、1.2トン NG3-13776（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首外板に凹損及び擦過傷</p> <p>B 右舷外板及び甲板に亀裂</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場に向けて約12ノットの速力で自動操舵により南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、漂泊しているか漁の操業中、平成23年1月5日07時55分ごろ、水津漁港片野尾地区南東方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部が衝突した。</p> <p>船長Aは、出港時から先行する他船の状況を見ており、船首部の死角を補う見張りを行わなかったため、B船に気付かずに接近した。</p> <p>船長Bは、A船を視認していたが、距離があったため操業に意識を集中し、A船がB船に接近していることに気付かなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は南東進中、B船は漂泊して操業中、水津漁港片野尾地区南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首部の死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、操業に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、A船がB船に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>

原因	本事故は、水津漁港片野尾地区南東方沖において、A船が漁場に向けて南東進中、B船が漂泊して操業中、船長Aが船首の死角を補う適切な見張りを行わず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	--